

# 令和4年第2回神奈川県議会定例会議案

(条例その他)

# 目 次

番 号	件 名	ページ
県 報 第 1 号	専決処分について承認を求めること（神奈川県県税条例等の一部を改正する条例）	1

## 専決処分について承認を求めること

神奈川県県税条例等の一部を改正する条例を次のとおり専決処分したので、地方自治法第179条の規定により承認を求める。

### 神奈川県県税条例等の一部を改正する条例

(神奈川県県税条例の一部改正)

第1条 神奈川県県税条例(昭和45年神奈川県条例第26号)の一部を次のように改正する。

第17条第2項第1号中「ガス供給業(」を「ガス供給業のうち」に、「以外のもののうち、同条第10項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第47号)附則第22条第1項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者(同項の規定による義務を負う者に限る。)以外の者が行うものを除く。以下同じ。)」を「(以下「導管ガス供給業」という。)」に改め、同項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) ガス供給業のうち、ガス事業法第2条第10項に規定するガス製造事業者(同法第54条の2に規定する特別一般ガス導管事業者に係る同法第38条第2項第4号の供給区域内においてガス製造事業(同法第2条第9項に規定するガス製造事業をいう。)を行う者に限る。)が行うもの(導管ガス供給業を除く。以下「特定ガス供給業」という。)

第18条第1項中「ガス供給業」の次に「(導管ガス供給業及び特定ガス供給業に限る。以下同じ。)」を加え、「第4項」を「第5項」に改め、同項第1号ウを次のように改める。

ウ 各事業年度の所得に100分の1の税率を乗じて得た金額

第18条第2項中「ガス供給業」を「導管ガス供給業」に改め、同条第4項中「もの」の次に「(法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人を除く。)」を加え、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、同項第3号中「その他」を「特別法人以外」に改め、同号を同項第2号とし、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 特定ガス供給業に対する事業税の額は、次に掲げる金額の合計額とする。

- (1) 各事業年度の収入金額に100分の0.48の税率を乗じて得た金額
- (2) 各事業年度の付加価値額に100分の0.77の税率を乗じて得た金額
- (3) 各事業年度の資本金等の額に100分の0.32の税率を乗じて得た金額

第22条の4中「第73条の14第11項から第13項まで」を「第73条の14第12項から第14項まで」に改める。

附則第14項中「同条第4項第2号」を「同条第5項第1号」に改める。

附則第15項第1号ア(ウ)を次のように改める。

(ウ) 各事業年度の所得に100分の1.18の税率を乗じて得た金額

附則第15項第2号中「ガス供給業」を「導管ガス供給業」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 特定ガス供給業に対する事業税の額は、次に掲げる金額の合計額とする。

- ア 各事業年度の収入金額に100分の0.5184の税率を乗じて得た金額
- イ 各事業年度の付加価値額に100分の0.8085の税率を乗じて得た金額
- ウ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.336の税率を乗じて得た金額

附則第16項中「もの」の次に「(法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人を除く。)」を加え、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、同項第3号中「その他」を「特別法人以外」に改め、同号を同項第2号とする。

附則第17項中「前項第2号」を「前項第1号」に改める。

附則第18項第1号ア中「又は附則第16項第1号アの金額」を削り、同号イ中「又は附則第16項第1号イの金額」を削り、同号ウ中「又は附則第16項第1号ウの金額」を削り、同項第2号中「附則第16項第2号」を「附則第16項第1号」に改め、同項第3号中「附則第16項第3号」を「附則第16項第2号」に改める。

附則第45項を附則第46項とし、附則第44項を附則第45項とし、附則第43項を附則第44項とする。

附則第42項中「附則第39項から第41項まで」を「附則第40項から第42項まで」に改め、同項を附則第43項とする。

附則第41項中「附則第31項」を「附則第32項」に改め、同項の表中「附則第39項第2号ア」を「附則第40項第2号ア」に、「附則第39項第2号イ」を「附則第40項第2号イ」に、「附則第39項第2号ウ」を「附則第40項第2号ウ」に、「附則第39項第2号エ」を「附則第40項第2号エ」に、「附則第39項第2号オ」を「附則第40項第2号オ」に、「附則第39項第2号カ」を「附則第40項第2号カ」に、「附則第39項第2号キ」を「附則第40項第2号キ」に、「附則第39項第2号ク」を「附則第40項第2号ク」に、「附則第39項第2号ケ」を「附則第40項第2号ケ」に、「附則第39項第2号コ」を「附則第40項第2号コ」に、「附則第40項第2号ア」を「附則第41項第2号ア」に、「附則第40項第2号イ」を「附則第41項第2号イ」に、「附則第40項第2号ウ」を「附則第41項第2号ウ」に、「附則第40項第2号エ」を「附則第41項第2号エ」に、「附則第40項第2号オ」を「附則第41項第2号オ」に、「附則第40項第2号カ」を「附則第41項第2号カ」に、「附則第40項第2号キ」を「附則第41項第2号キ」に、「附則第40項第2号ク」を「附則第41項第2号ク」に、「附則第40項第2号ケ」を「附則第41項第2号ケ」に、「附則第40項第2号コ」を「附則第41項第2号コ」に改め、同項を附則第42項とする。

附則第40項を附則第41項とし、附則第39項を附則第40項とする。

附則第38項中「附則第33項から前項まで」を「附則第34項から前項まで」に、「附則第33項から第37項まで」を「附則第34項から第38項まで」に改め、同項を附則第39項とする。

附則第37項中「附則第34項」を「附則第35項」に改め、同項を附則第38項とする。

附則第36項中「附則第33項」を「附則第34項」に改め、同項を附則第37項とする。

附則第35項中「附則第33項第1号」を「附則第34項第1号」に、「附則第33項の」を「附則第34項の」に改め、同項を附則第36項とする。

附則第34項の表第56条第2項本文の項及び第56条第3項本文の項中「附則第34項」を「附則第35項」に改め、附則第34項を附則第35項とする。

附則第33項第2号中「附則第36項第2号」を「附則第37項第2号」に改め、同項第4号中「附則第36項第4号」を「附則第37項第4号」に、「第37項第1号」を「第38項第1号」に改め、同項第5号中「附則第36項第5号及び第37項第2号」を「附則第37項第5号及び第38項第2号」に改め、

同項第6号中「附則第36項第6号及び第37項第3号」を「附則第37項第6号及び第38項第3号」に改め、同項の表第56条第2項本文の項及び第56条第3項本文の項中「附則第33項」を「附則第34項」に改め、附則第33項を附則第34項とする。

附則第32項中「附則第31項」を「附則第32項」に改め、同項を附則第33項とする。

附則第31項中「附則第33項第2号、第36項第2号及び第41項」を「附則第34項第2号、第37項第2号及び第42項」に、「附則第41項」を「附則第42項」に、「附則第35項及び第36項」を「附則第36項及び第37項」に改め、同項第1号中「附則第33項第4号、第34項第1号、第36項第4号及び第37項第1号」を「附則第34項第4号、第35項第1号、第37項第4号及び第38項第1号」に、「附則第33項第5号、第34項第2号、第36項第5号及び第37項第2号」を「附則第34項第5号、第35項第2号、第37項第5号及び第38項第2号」に改め、同項第2号中「附則第33項第6号、第36項第6号及び第37項第3号」を「附則第34項第6号、第37項第6号及び第38項第3号」に改め、同項の表第56条第2項本文の項及び第56条第3項本文の項中「附則第31項」を「附則第32項」に改め、附則第31項を附則第32項とする。

附則第30項を附則第31項とし、附則第26項から附則第29項までを1項ずつ繰り下げる。

附則第25項中「第20項」を「第21項」に、「附則第22項又は第23項」を「附則第23項又は第24項」に改め、同項を附則第26項とする。

附則第24項を附則第25項とする。

附則第23項中「又は第20項」を「から第21項まで」に改め、同項を附則第24項とする。

附則第22項を附則第23項とする。

附則第21項中「前3項」を「附則第18項から前項まで」に改め、同項を附則第22項とし、附則第20項の次に次の1項を加える。

21 資本金の額若しくは出資金の額が2億円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人で附則第15項第4号に規定する事業を行うもの(各事業年度の収入金額が年12億円以下のものに限る。)に対する各事業年度分の事業税額は、同項の規定を適用して計算した事業税額から、次に掲げる金額の合計額を控除した金額とする。

- (1) 附則第15項第4号アの金額に108分の8を乗じて計算した額に相当する金額
- (2) 附則第15項第4号イの金額に105分の5を乗じて計算した額に相当する金額
- (3) 附則第15項第4号ウの金額に105分の5を乗じて計算した額に相当する金額

(神奈川県県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 神奈川県県税条例の一部を改正する条例(令和3年神奈川県条例第56号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「第17条第1項の規定」を「神奈川県県税条例の規定中法人の事業税に関する部分」に改める。

(神奈川県県税条例の一部を改正する条例附則第3項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例による改正前の神奈川県県税条例の一部改正)

第3条 神奈川県県税条例の一部を改正する条例(令和3年神奈川県条例第56号)附則第3項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例による改正前の神奈川県県税条例の一部を次のように改正する。

第17条第2項第1号中「ガス供給業(」を「ガス供給業のうち」に、「以外のもののうち、同条

第10項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第22条第1項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の規定による義務を負う者に限る。）以外の者が行うものを除く。以下同じ。）を「（以下「導管ガス供給業」という。）」に改め、同項第2号中「又は同号」を「、同号」に改め、「発電事業等」という。）の次に「又は同号に規定する特定卸供給事業（以下「特定卸供給事業」という。）」を加え、同項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) ガス供給業のうち、ガス事業法第2条第10項に規定するガス製造事業者（同法第54条の2に規定する特別一般ガス導管事業者に係る同法第38条第2項第4号の供給区域内においてガス製造事業（同法第2条第9項に規定するガス製造事業をいう。）を行う者に限る。）が行うもの（導管ガス供給業を除く。以下「特定ガス供給業」という。）

第18条第1項中「ガス供給業」の次に「（導管ガス供給業及び特定ガス供給業に限る。以下同じ。）」を加え、「第4項」を「第5項」に改め、同項第1号ウを次のように改める。

ウ 各事業年度の所得に100分の1の税率を乗じて得た金額

第18条第2項中「及び発電事業等」を「、発電事業等及び特定卸供給事業」に、「ガス供給業」を「導管ガス供給業」に改め、同条第3項中「及び発電事業等」を「、発電事業等及び特定卸供給事業」に改め、同条第4項中「もの」の次に「（法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人を除く。）」を加え、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、同項第3号中「その他」を「特別法人以外」に改め、同号を同項第2号とし、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 特定ガス供給業に対する事業税の額は、次に掲げる金額の合計額とする。

- (1) 各事業年度の収入金額に100分の0.48の税率を乗じて得た金額
- (2) 各事業年度の付加価値額に100分の0.77の税率を乗じて得た金額
- (3) 各事業年度の資本金等の額に100分の0.32の税率を乗じて得た金額

附則第14項中「同条第4項第2号」を「同条第5項第1号」に改める。

附則第15項第1号ア(ウ)を次のように改める。

(ウ) 各事業年度の所得に100分の1.18の税率を乗じて得た金額

附則第15項第2号中「及び発電事業等」を「、発電事業等及び特定卸供給事業」に、「ガス供給業」を「導管ガス供給業」に改め、同項第3号中「及び発電事業等」を「、発電事業等及び特定卸供給事業」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 特定ガス供給業に対する事業税の額は、次に掲げる金額の合計額とする。

- ア 各事業年度の収入金額に100分の0.5184の税率を乗じて得た金額
- イ 各事業年度の付加価値額に100分の0.8085の税率を乗じて得た金額
- ウ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.336の税率を乗じて得た金額

附則第16項中「もの」の次に「（法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人を除く。）」を加え、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、同項第3号中「その他」を「特別法人以外」に改め、同号を同項第2号とする。

附則第17項中「前項第2号」を「前項第1号」に改める。

附則第18項第1号ア中「又は附則第16項第1号アの金額」を削り、同号イ中「又は附則第16項第1号イの金額」を削り、同号ウ中「又は附則第16項第1号ウの金額」を削り、同項第2号中「附則第16項第2号」を「附則第16項第1号」に改め、同項第3号中「附則第16項第3号」を「附則第16

項第2号」に改める。

附則第25項中「第20項」を「第21項」に、「附則第22項又は第23項」を「附則第23項又は第24項」に改め、同項を附則第26項とする。

附則第24項を附則第25項とする。

附則第23項中「又は第20項」を「から第21項まで」に改め、同項を附則第24項とする。

附則第22項を附則第23項とする。

附則第21項中「前3項」を「附則第18項から前項まで」に改め、同項を附則第22項とし、附則第20項の次に次の1項を加える。

21 資本金の額若しくは出資金の額が2億円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人で附則第15項第4号に規定する事業を行うもの(各事業年度の収入金額が年12億円以下のものに限る。)に対する各事業年度分の事業税額は、同項の規定を適用して計算した事業税額から、次に掲げる金額の合計額を控除した金額とする。

(1) 附則第15項第4号アの金額に108分の8を乗じて計算した額に相当する金額

(2) 附則第15項第4号イの金額に105分の5を乗じて計算した額に相当する金額

(3) 附則第15項第4号ウの金額に105分の5を乗じて計算した額に相当する金額

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

(法人の事業税に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の神奈川県県税条例第17条第2項及び第18条並びに附則第14項から第18項まで、第21項、第22項、第24項及び第26項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度分の法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

3 第3条の規定による改正後の神奈川県県税条例の一部を改正する条例(令和3年神奈川県条例第56号)附則第3項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例による改正前の神奈川県県税条例(次項において「新令和3年条例」という。)第17条第2項(同項第2号に規定する特定卸供給事業(以下「特定卸供給事業」という。)に係る部分を除く。)及び第18条(特定卸供給事業に係る部分を除く。)並びに附則第14項、第15項(特定卸供給事業に係る部分を除く。)、第16項から第18項まで、第21項、第22項、第24項及び第26項の規定は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

4 新令和3年条例第17条第2項(特定卸供給事業に係る部分に限る。)及び第18条(特定卸供給事業に係る部分に限る。)並びに附則第15項(特定卸供給事業に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(企業の立地の促進に係る不動産取得税の税率の特例に関する条例の一部改正)

5 企業の立地の促進に係る不動産取得税の税率の特例に関する条例(平成16年神奈川県条例第62号)の一部を次のように改正する。

第3条中「附則第27項」を「附則第28項」に、「附則第28項」を「附則第29項」に改める。

(神奈川県水源環境保全・再生基金条例の一部改正)

6 神奈川県水源環境保全・再生基金条例（平成17年神奈川県条例第88号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「附則第44項」を「附則第45項」に改める。

令和4年5月17日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、神奈川県県税条例等の一部改正について急施を要し専決処分したので、地方自治法第179条の規定により承認を求めるものであります。